

## 総務教育常任委員会記録

招集（開催）年月日	平成30年5月25日（金）	
招集（開催）場所	岩美町役場 第2委員会室	
出席委員	田中伸吾委員長、澤副委員長、日出嶋委員、杉村委員、寺垣委員、船木委員（議長）	
欠席委員	なし	
職務出席者	西垣町長、長戸副町長、寺西教育長、坂口総務課長、田中企画財政課長、出井会計管理者、澤税務課長、飯野商工観光課長、松本教育委員会次長、澤商工観光課参事、田中総務課防災係長 鈴木議会事務局長	
開 会	9時57分	
記 録 者	議会事務局長補佐 武田紀子	
審 査 事 項	*別紙日程表のとおり	
審 査 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
1. 開会	田中委員長	*起立、礼 ただ今より、総務教育常任委員会を開会する。 町長から、ごあいさつ願いたい。
2. あいさつ	西垣町長	春の農繁期で何かと御多忙な方もいらっしゃるかと思う。6月の定例会前の委員会を開催させていただいた。ご出席に感謝する。また、先々週は、雨の中マラソン大会に参加いただきお礼を申し上げるとともに、明日は、浦富海岸ジオウォーク、明後日はいわみミュージックジャンボリーが開催される。ご都合がつけばご参加をお願いしたい。〔本日は、丁寧な説明に努めたいと思うので、慎重審議よろしく願います。〕
	田中委員長	議長から、ごあいさつ願いたい。
	船木委員（議長）	慎重審議よろしく願います。
	田中委員長	審査に入る前にお諮りしたい。本日は、昼食時間を使って現地調査で改装遊覧船「ミューズ」、ジオコムスを予定している。昼食は、遊覧船のあじろや。帰庁後、委員会を再開する。なお、昼食代千円程度でおまかせいただき、6月の報酬より差し引かせていただきたい。ご異議はないか。
	皆	なし。
3. 審査事項 (1)	田中委員長	3. 審査事項に入る。 (1)平成30年度国民健康保険税の税率について説明願う。 税務課長。
	澤税務課長	5月17日開催の国民健康保険運営協議会の資料の抜粋を配布させていただいてよろしいか。
	田中委員長	許可する。
	澤税務課長	*岩美町国民健康保険運営協議会抜粋資料配布。

	田中委員長	<p>税率算定の根拠となる資料である。所管外となる内容の質疑には留意していただきたい。</p> <p>では説明を。</p>
説明	澤税務課長	<p>本年度から、鳥取県が新たな運営者となり、県全体の保険給付費の見込みを立てた上で市町村ごとの納付金を定め、市町村が県へ納める。市町村では、県が示す標準保険料を参考にそれぞれが保険料率を定め、国保税を徴収し納付金を納める。それに伴い、先ほどお配りしたように平成30年度の国保税の一人当たりの保険税を算定した。</p> <p>*岩美町国民健康保険運営協議会抜粋資料説明。</p> <p>*P1~13 平成30年度国民健康保険税の税率について説明。</p>
	田中委員長	<p>質疑等同う。</p> <p>杉村委員。</p>
質疑	杉村委員	<p>2点伺いたい。</p> <p>①介護納付金分が、3割近く減となっているが、理由をよく適切に説明願いたい。</p> <p>②医療給付費分、後期高齢者分、介護納付金分は、課税総所得金額が減になっている。所得金額が減見込みの中で、基金は大幅な増額の見込みをしているのは、これだけ所得下がっているのに今回の税率についてあまりにも懐疑的では。所得が減になっている中で政治的配慮は考えられていないのか。固定資産割額が増している。町全体では固定資産税は減少の歳入説明のなか、医療の部分については増えている。固定資産税も上がり、所得が下がる中での国保税の賦課、政治的な配慮が感じられないがそのことについて伺いたい。</p>
	田中委員長	税務課長。
応答	澤税務課長	<p>介護納付金分の大幅減の原因は、担当課から説明を受けているのは、被保険者数が減り、1人当たりの交付額が増え、1人当たりの保険税額を下げたと聞いている。</p>
	田中委員長	住民生活課長。
説明	飯野住民生活課長	<p>補足して説明させていただく。最終的に、保険税として徴収しなければいけない額が29年度と比較して約900万円下がっている。介護納付金分は、概算で社会保険診療支払基金に払っているが、被保険者1人当たりの単価が決まっている。平成29年度は、1人当たり単価67,200円、被保数1,102人、平成30年度は67,900円、910人で、概算納付することになっている。ただし、これはそのまま支払うのではなく、前々年度の精算金を加味して支払う。最終的に支払基金側に納めるのが、平成29年度は6,335万円、30年度は56,71万円である。支払基金に支払う額は、約660万円の減である。ただ、これを全額支払うのではなく、この中から様々な調整交付金等の公費を引いて、残りを保険税として徴収するということになる。公</p>

		費部分が約 240 万円程度多くあっているという中、最終的に必要な保険税として徴収する額が約 900 万円下がっており、それを被保数で割って本算定している。
	田中委員長	所管外なので留意いただき大体の概略説明だけいただくということとする。 町長。
説明	西垣町長	当初予算の段階では、1 千万を積み立てて、今後 2 年間で調整をするということで積み立て予算を歳出にみていたが、その部分をやめ、その部分だけ保険税から減額して算定している。ただ、基金は 2 億 2 千万円残となり増えるが、今年度から鳥取県に移管されるという中、どのような影響が出るか分からないということでこの部分については様子見させていただきたい。今後の状況を見て、保険税が極端に増にならないようにこのような措置を行っている。説明段階で減となった理由を言わず、申し訳ない。
	田中委員長	その他。 日出嶋委員。
質疑	日出嶋委員	担当課で審議したと思うが、出た意見等聞かせていただければ聞かせていただきたい。
	田中委員長	それは全協で。
	鈴木局長	全協はない。
	田中委員長	日出嶋委員。
	日出嶋委員	常任委員会の意見が出ていれば聞きたいが。
休憩	田中委員長	しばらく休憩する。  (10:50~11:04)
再開	田中委員長	再開する。 そのほか。
	皆	なし。
	田中委員長	本件は以上とする。
4. 報告事項 (1)	田中委員長	4. 報告事項に入る。 (1) 震災に強いまちづくり促進事業の見直しについて説明願う。 総務課長。
説明	坂口総務課長	* P15~P16 震災に強いまちづくり促進事業の見直しについて説明。 本事業の見直しは、地震被害の半減を目標に取り組んでいるものだが、この 10 年間で現状はほとんど進んでおらず、住宅の耐震化のきっかけとなるようにするため、既存の制度の見直しをし、耐震診断の補助対象事業費の上限の引き上げ、県内 4 市 2 町が設けている無料診断と同様の制度を設けようとするもの。東部では、若桜・八頭は今後この制度に取り組む予定、智頭は、今年 7 月から募集開始する。 町の見直案は、耐震診断の補助対象事業の上限の引き上げ

		であり、県の補助金の交付要綱の限度額とあわせた。また、無料の耐震診断の新設は、鳥取市の制度を参考に組み立てた。なお、基準にはずれる住宅については、既存の補助制度部分を使って耐震診断に向かっていたきたい。委託先の鳥取県建築士事務所協会は、先行して実施している市町、東部市町も委託するというので、申請から診断までに3ヶ月を要する。6月補正で負担金補助交付金を委託料に費目更生をお願いさせていただき、町が直接実施したい。先行実施の市町からの聞き取りによると、あまり申請がないということなので、今年度は、4戸程度を見込み、申し込みが増えた場合、今後の見込み、改修設計等の状況をみながら費目更生をして予算対応していきたい。広報、HPで町民へ周知を図っていきたい。
	田中委員長	質疑等伺う。 寺垣委員。
質疑	寺垣委員	耐震診断をしてもらうのに、家人は負担がなく、耐震診断したら改修設計は必ずしてもらうのか。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	まずきっかけになればと思っている。
	田中委員長	持ち出しは1/3。町内業者を使えば割引されるのか。 寺垣議員よろしいか。
	寺垣議員	よい。
	田中委員長	杉村委員。
質疑	杉村委員	県内全体で進んでいないということだが、防災計画の中でも県が公表している耐震促進データを見ると、岩美町はかなり低いデータだ。以前、意見として聞かせてもらったが、制度達成が県内の現状平均より低い中、無料の耐震診断には賛成だ。もっとしっかりとした広報をお願いしたい。 床面積220㎡以下ということだが、無料耐震診断の利用できる棟数・割合、できない棟数・割合が分かれば。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	現状が低い中、税務課の固定資産税の調べを参考にして、木造住宅が5449棟。220㎡以下は4182棟。ただこの中には、最近までの分が入っている。56年1月1日で締めた場合、2705棟で、急がれる部分は約半分くらいかなと認識している。
	田中委員長	杉村委員。
質疑	杉村委員	昭和56年以前220㎡以下の数が2705棟ということだが、56年以前220㎡を越えるのは、無料耐震診断の対象とならないのは何棟か。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	848棟。
	田中委員長	杉村委員。

意見	杉村委員	2705 棟については、無料診断してもらえんことをしっかりと PR をして欲しいし、848 棟の方には、既存の 2/3 の補助を受けて耐震診断できる現状であることを、ご理解いただきたい。個別に制度の通知でもして欲しい気持ちだ。検討いただきたい。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	できることはまた検討するが、広報には具体的に分かりやすい言葉を使って PR したい。行政懇談会、HP でも PR したいのでご理解よろしく願います。
	田中委員長	そのほか。 日出嶋委員。
意見	日出嶋委員	町民への周知の方法だが、広報、HP も大事だが、制度をもっとよく知ってもらうためにも自治会、行政懇談会等と連携をよくしてもっと知って欲しい。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	委託先は、岩美町にも何社かあるのか。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	岩美町には、協会の会員はいない。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	空き家の家も対象か。住んでいないけど、耐震診断を受けたい場合も対象にするのか。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	そのあたりは、個々状況に合わせて検討したい。事情が違うので、これから使うというのであれば検討しなければいけないと思うが、使わないのであれば、壊していただくとかお願いしないといけないこともある。対応は、個々でさせていきたい。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	以前、事業所向けの耐震測定という県の事業があった。その制度は、今もあるのか。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	私自身よく承知していないので、県に確認してご報告する。
質疑	田中委員長	木造 3 階建が建てれるようになったのはいつからか。
	寺垣委員	ずっと前から建てれた。
	杉村委員	昭和 56 年以前からあった。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	あくまでも 2 階建てで 220 m <sup>2</sup> 以下が基本であり、基準をオーバーするということになれば、既存補助制度を利用させていただき説明をさせていただく。申し込みを受ける時に、外観等見させていただくことになる。
	田中委員長	この件については、以上とする。

(2)	田中委員長	(2)岩美町地域防災計画（平成29年度修正）について説明願う。 総務課長。
説明	坂口総務課長	*P17～P18 岩美町地域防災計画（平成29年度修正）について説明。 計画は、防災会議、委員会の意見等踏まえて修正をした。なお、パブリックコメントは、1件意見があり回答させていただいている。町HPで公開しているので、ご覧いただきたい。別冊として、今回、平成29年度修正ということで配付させていただいている。この修正版が正式の版ということでご確認いただきたいと思う。また、雪害対策については、247頁から設けさせていただいているので、ご確認いただきたい。
	田中委員長	質疑等伺う。寺垣委員。
質疑	寺垣委員	2年前の大雪の時、自治会に頼まれて消防団が雪かきをした。後で、万一事故が起きた時どうすると、叱られた。分団長の許可があるのか。自治会と消防団のつながりというかこういう場合、団員は出たい気持ちがあるのに、事故があったときの保険はどうなるのか。
	田中委員長	総務課地域防災係長。
応答	田中地域防災係長	消防団の活動は、基本的に団長の出勤命令がまず必要。消防団としての活動の際に怪我等した時、公務災害の体制が整っている。
	田中委員長	寺垣委員。
質疑	寺垣委員	消防団が雪かきに出るには、やはり団長の命令が必要となるのか。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	基本的には、そういう流れの中で団が動いているので、誰がそれを命令したのかにつながる。消防団は団長の中で動くということを承知していただくことが大事。また、町もそういう活動をされているという報告が欲しい。
	田中委員長	そのほか。議長。
質疑	船木委員（議長）	今の件だが、自治会が声掛けをして雪かきをした場合、その時は、保険に入ればいいと思うが、町は指導しているのか。共助の部分で、役場は指導できないのか。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	自治会がされる場合ということか。
意見	長戸副町長	町の総合賠償保険の対象では。
休憩	田中委員長	しばらく休憩する。 (11:42～11:45)
再開	田中委員長	再開する。総務課長。
応答	坂口総務課長	グレーゾーンになっていた部分かもしれない。再度現在の保険状況等確認し、対象になる、ならないを自治会等にも話をさせていただきたい。

	田中委員長	そのほか。杉村委員。
質疑	杉村委員	除雪計画、これをもとに除雪をされると思うが、町民が一番見たいところである。これの公開は考えているのか。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	各自治会長には示しているし、HPにも公開している。
	田中委員長	そのほか。
	皆	なし。
(3)	田中委員長	この件は以上とする。 (3)岩井町営軌道跡地の標柱の設置について説明願う。 総務課長。
説明	坂口総務課長	* P19 岩井町営軌道跡地の標柱の設置について説明。
	田中委員長	意見・質疑はないか。 杉村委員。
質疑	杉村委員	設置位置は、町有地か。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	町有地だ。
	田中委員長	杉村委員。
意見	杉村委員	岩井地内の駅があった所に軌道敷地が残っているのであれば、跡地があったという説明看板の設置も考えて欲しい。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	今の所は、これ以上のことは考えていない。意見を伺ったということにさせていただきたい。
	田中委員長	そのほか。
	皆	なし。
休憩	田中委員長	この件は、以上とする。 しばらく休憩する。 再開は、現地調査から戻ってきてからとする。 休憩 (11:51~13:40)
再開	田中委員長	再開する。 (4) 岩美町地域創生総合戦略の検証について説明願う。 企画財政課長。
(4)	田中委員長	
説明	田中企画財政課長	* P21~26 岩美町地域創生総合戦略の検証について説明。
	田中委員長	質疑・意見はないか。
	皆	なし。
(5)	田中委員長	以上でこの件は、終了とする。 (5) 平成 29 年度町税不納欠損処分について説明願う。 税務課長。
説明	澤税務課長	はじめに、氏名入りの資料を配布させていただきたい。また、終了後には回収させていただきたいと思うのでよろしく願います。 * P27~30 平成 29 年度町税不納欠損処分について説明。 欠損処分においては、税の負担の公平性の観点から、まじめ

		<p>で善良な納税者には不公平で大変申し訳なく考えている。深くお詫びする。滞納整理においては、納税者と接触する機会を多くとり、納税方法・相談に応じるなどしているが、なかなか思うように徴収ができず、頑張っているところ。特に悪質な滞納者については、預金・財産の差押え等を行っている。県の滞納整理機構と連携し、悪質な徴収事例は、指導と協力を受けながら滞納処理にあたっている。税負担の公平性を損なわないよう適正な処理につとめていきたい。</p>
	田中委員長	<p>質疑等同う。 杉村委員。</p>
質疑	杉村委員	<p>28、29年度に大きな不納欠損を両年で行い、30年度に繰り越される一般会計、国保会計の繰越額、そして、今回最も大きな額の整理番号1の方について、23年度までは毎年相当な額の町民税が賦課されている。所得があったかと思うが、執行停止の3年という事で財産なしということだろうが、22、23年の所得があった時にどういうことがなされていたかも説明できるようにしておかなければいけないのではと思う。また県の整理機構とも相談しながら進めていたと思うが、1番についてはどのような意見、助言なりをいただいていたのかを教えてください。</p>
	田中委員長	<p>税務課長。</p>
応答	澤税務課長	<p>来年度の滞納繰越の一般会計合計額は、53,373,532円で、国税においては、68,160,285円である。1の方について町民税の滞納分が高額となっているということで、その時の徴収はどうだったのかということのご質問でよろしいか。</p>
	田中委員長	<p>杉村委員。</p>
質疑	杉村委員	<p>1番の方については、この29年度において一番大きな額の方であり、町民税が23年度に賦課されていたということは、所得なりそれなりの収入が当時あったかと思うが、執行停止して最近の3年のことは分かるが、当時22、23年の頃に収入があったからこのような税額が賦課されていたのであれば、当時の徴収努力を説明できるようにしておかなければいけないのではということである。</p>
	田中委員長	<p>税務課長。</p>
応答	澤税務課長	<p>その当時の滞納整理の資料を読みとると、税額は、高額の収入があったということで申告をされ、それに対して金融機関に借金をされるために、収入を増額、見せかけ的な収入の申告をされていたと理解している。それに伴い、町民税が賦課されていた状況である。国税も3千万から滞納、県税も滞納しており、県との合同徴収をする中で、事業をしておられたため、車、資機材を差し押さえるのはどうかと検討がなされたということを知っている。事業がストップすれば、生活の糧が失われるということで、処分を保留にしたままできていたとい</p>



		うことだが、経営の悪化が雪だるま方式に増えて、最終的にこのような状況となり、国税、県税も欠損処分となった。
	田中委員長	副町長。
意見	長戸副町長	前段は駄目だ。申告は、正規のものであり、勝手に個人が作って申告できるものではないことを、明確にしておかなければ誤解を与える。
	田中委員長	税務課長。
意見	澤税務課長	撤回させていただく。
	田中委員長	町長。
説明	西垣町長	20年代はわからないが、私が12年から17年は税の担当課長をしていたなか、その当時、1の方は、帳簿をまともにつけていなかった。国税が調査に入った時、売り上げは調査で調べられるが、仕入れにかかる控除額が分からず、そのまま売り上げに近い額が収入としてみられ追徴課税された経過がある。帳簿をつけて本当にもうけが出ているか明らかにするよう指導はしていたが、ルーズでそこまでしていただけなかったため、毎回控除ができず、所得税がかかり、町県民税もそれにあわせて課税されたのが実態である。それ以後はわからないが、おそらく同じ状態が続いていたのではと思う。売り上げは把握できても控除は証拠書がない限り、差し引きできないため、大きな金額が課税され、それに伴う収入が実質ないため、支払いが滞ったのが現実ではと思う。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	実際には、所得は無かったが、申告上所得があったということで国税も、町県民税も国保税も賦課されたということだな。ということは、国税も不納か。
	田中委員長	税務課長。
応答	澤税務課長	不納である。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	国税もとれないということならわかるが、10年以上もこのような実態を承知しておきながら、何か打つ手が行政としてあったのではないか。このような状態が続いている人は、他にもあるのではないか。
	田中委員長	税務課長。
応答	澤税務課長	私が記憶している中ではない。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	こういうことになるまでに、行政として打つ手はないのか。実際所得がない人に賦課して、事務的な手続きで賦課しているというのは、町民なので、この方にも悪いし、国や県と相談して処置するようなことは出来ないのか。国民の義務だが、所得がない人に賦課するのモイカがなものか。
	田中委員長	町長。

応答	西垣町長	行政としては、数字が出てきた以上、方法がないと言わざるを得ない。税については、収入、経費を差し引きした分でいくら払うのかという部分の中、きちんと帳簿をつけてもらえれば。12、13年の当時、何千万もの追徴がかかっている。税務調査に入った時、売り上げは調べれるが、仕入にかかる部分は、自分が持っている手持ちの部分のカウントしかない。我々も本人さんに収支をはっきりしないということになると指導したし、国税にも実態を説明し、もう少し調べていただくようお願いしたが聞いてもらえなかったのが現実。指導して自分でしてもらうしかない。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	町県民税は、国税が決まって決まるものだな。所得が決まって町県民税を課税するそこらへんで何とかできなかったのか。
	田中委員長	町長。
応答	西垣町長	個人個人が自分できちんと申告してもらわないと控除のしようがない。所得がないということが分かりながら、国税に合わせて町県民税も賦課しないといけない現状で情けなかった。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	滞納する人は、それぞれの事情、収入がないなどあると思うが、来年のことはわからないが、予定納税のような知恵はないのか。
	田中委員長	副町長。
応答	長戸副町長	制度上、町県民税は前年所得に賦課するものであり、国税は当年課税。どうしても1年遅れとなり、国税で所得税引かれた後では、使ってしまうとお金がなく、制度上予定納税はいただきにくい。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	所得税と同じように現年課税で、国に要望しているのか。
	田中委員長	副町長。
応答	長戸副町長	していない。
	田中委員長	議長。
意見	船木委員（議長）	しないといけない。議会ですか。
	田中委員長	副町長。
応答	長戸副町長	もっと言えば国が納税者の利便性を図るということで、とってくればよいが。
	田中委員長	そのほか。
	皆	なし。
(6)	田中委員長	この件は、以上とする。 (6) 生産性向上特別措置法に係る固定資産税の軽減措置について説明願う。 税務課長。

説明	澤税務課長	*P31 生産性向上特別措置法に係る固定資産税の軽減措置について説明。 国の生産性向上特別措置法が、5月23日に公布され、3ヶ月以内の施行となった。先月、町商工会からも陳情があり、申請予定の中小企業がある。6月定例会で税条例の改正を予定させていただきたい。
	田中委員長	質疑・意見等伺う。 杉村委員。
質疑	杉村委員	低工法(低開発地域工業開発促進法)の縮小版のようなイメージを受けるが、既存の軽減措置との比較、漁船の代船建築等に関してLED化なども、対象になるのかならないのか。町内業者への影響を教えてください。
	田中委員長	税務課長。
応答	澤税務課長	商工観光課が、計画については作成予定である。
	田中委員長	商工観光課長。
説明	飯野商工観光課長	補足をする。本制度については、人口減少、人手不足の中、経済を維持しようとしたら中小企業においては先端技術を導入して、人手不足の解消、地域経済の維持・活性化を図らなければならない。3年間の期間を設けて行う制度である。現在、町内で1社導入に向けて動いている。今回の固定資産税の軽減措置の導入をそれぞれの町で取り組めば、導入事業についての補助率も通常1/2から2/3に引き上げる国の措置もある。条例で税率(固定資産税の軽減措置)を設定し、商工観光課で導入促進計画を策定する。3年間で何件程度の導入計画を認定するかを目標に掲げながら、全町内・全業種を対象に設備投資していくようなことを拡大していきたい。国の施策に乗って進めていきたい。
	田中委員長	町長。
意見	西垣町長	質問に答えていないが、基本的に経済産業省の部分で、中小企業等の中に、農業、漁業者は入っていないのでは。商工業者だけの話ではないのか。全業者というようなことを言っても、杉村委員は、できるなら、そういう事にも利用していただいたらということをおられるんだから。
	田中委員長	商工観光課長。
応答	飯野商工観光課長	国の計画に基づく業者の設定の仕方については、農林水産業も含めて製造業、サービス業等の多様な業種と記載されているが、まだ十分検討できてないので、今後確認する。
	田中委員長	杉村委員。
意見	杉村委員	全町、全業者が対象か、経済産業省関係に限られるのか、どういう事業が本計画にのるのか明確にさせていただき、法律が施行される時には町民の方々がより恩恵を受けられるように、周知してほしい。
	田中委員長	商工観光課長。

応答	飯野商工観光課長	よく確認した上で、関係機関と調整、PRしたい。
	田中委員長	税務課長。
応答	澤税務課長	既存の固定資産税の軽減措置の企業に対する優遇措置の比較はどうかということでご質問いただいたが、土地、設備投資に対して都会から岩美町に来られた場合には、固定資産税の軽減措置がある。今、資料がないので、調べてまた回答させていただく。中小企業とはまた違う、今回あげた事業とは、また別の軽減措置である。
質疑	田中委員長	これとは、関係のないということか。 税務課長。
応答	澤税務課長	そうだ。
	田中委員長	そのほか。
	杉村委員	なし。
休憩	田中委員長	この件は、以上とする。 しばらく休憩する。  休憩（14:48~14:57）
再開 (7)	田中委員長	再開する。 (7) 小学校空調整備事業について（岩美南小学校ランチルームエアコンについて）説明願う。 教育委員会次長。
説明	松本教育委員会次長	*P33 小学校空調整備事業について（岩美南小学校ランチルームエアコンについて）説明。 平成30年度予算で、普通教室、特別支援教室のエアコンを整備するというなかで、設計業務について予算化させていただいている。2月の全協のうちに、事業説明をさせていただいたなか、南小学校のランチルームのエアコンについても試算してみるよう話がでた。試算し、小学校と整備・運営について協議した結果、今回の空調整備において、ランチルームは整備しない結論をだした。また、夏の暑い時期の給食については、空調設備が整う普通教室を一時的に利用することで対応したい。以前、インフルエンザが流行した時に普通教室で食べたこともある。また、普通教室で仮に給食を食べる場合、新たな整備が必要かどうか確認したところ、今ある物を普通教室で使用して給食が食べれるということである。結論としては、ランチルームのエアコン整備は行わない。
	田中委員長	質疑等同う。 杉村委員。
質疑	杉村委員	次長の今の言い方、結論を出しているという言い方について疑義がある。 行政としてそう判断したのはいいが、町の結論を出すのは議会ということを確認したうえで説明して欲しい。
	田中委員長	教育委員会次長。

応答	松本教育委員会次長	町としては、ランチルームの整備には向かわないということ で説明させていただきたい。
	田中委員長	澤委員。
質疑	澤副委員長	整備の提案はしないということだな。
応答	松本教育委員会次長	そうだ。
	田中委員長	その他。 寺垣委員。
質疑	寺垣委員	この度はしないということだが、今後、向かう予定はあるの か。ランチルームで給食を食べるのは南小学校だけで、これは ずっと残して欲しいと思っている。南小は歴史が長い学校で はないが、給食をみんながランチルームで食べることは、ずっ と続けて欲しい。例えば、大きい換気扇をつけるとか、エアコ ンではなく二重のガラスにして温度が上昇するのを防ぐよう な、エアコンばかりでなく、室内の温度が高くなならないような 工夫は今後考えないのか。
	田中委員長	教育長。
応答	寺西教育長	今後、考えていません。窓ガラスは開く。気候状況等、今後 わからない部分もたくさんある。今回は、空調整備であって、 工夫はしていかなければならないと思うが、暑くて使えない という時は、教室での給食で対応したい。基本的には、南小学 校にはランチルームがあり、通年は食べれないかもしれない が、その特色は生きていと判断させていただきたい。
	田中委員長	寺垣委員。
意見	寺垣委員	わかったが、暑くて食べられないなら何か工夫を。エアコン が駄目なら断熱材を入れるとか、お金をかけることだけがい いとは思わないので、ランチルームで食べれるような環境を 考えてもらえたらと思う。
	田中委員長	その他。 日出嶋委員。
質疑	日出嶋委員	整備を行わない大きな理由は、高額な予算がかかるからか。 生徒数が段々減ってきているので見合わないと思うからか。 理由が釈然としないが、行わない大きな理由は何か。
	田中委員長	教育委員会次長。
応答	松本教育委員会次長	整備費は、掲載してある費用。それに電気代がかかり、年間 夏の3ヶ月、1日4時間稼働して冬も含めると200万円くら いかかる。ランチルームとして使う時間は、40分。広い面積 のため、朝からかけないと冷えないため、4時間はかけない といけない。費用対効果を考えると、通年ランチルームを使うの はいいが、30度を越える日数を数えると、これだけの費用を かけるのはいかがなものかと思う。普通教室の運用で可能な ので、ランチルームの整備は行わない結論を出した。
	田中委員長	日出嶋委員。
質疑	日出嶋委員	大きな理由は、経費がかかり過ぎるということだな。

	田中委員長	町長。
応答	西垣町長	かなりの経費がかかる。南小学校では、ランチルームで食べるのが一つの特色だが、他の学校はそこまでになっていない。ランチルームで給食を提供することについて、現在支障はない。ランチルームのエアコンの話が出てきたのは、普通教室のエアコンを付ける中で出てきた話。経費、他校とのバランスを考えたら、現在支障がないということなら、ここまで経費をかけてする必要、そこまですべきではないという判断をした。
	田中委員長	そのほか。
	皆	なし。
意見	田中委員長	普通教室、学校との聞き取りも含めて、再度この教室は必要ということ聞き取りして整備を行うように。 教育長。
応答	寺西教育長	再度確認はするが、他校とのバランスもあるし、普通教室、特別支援学級の教室が基本だ。ただ、今委員長が言われたように、困っているところ、必要なところは改善したい。
(8)	田中委員長	この件については、以上とする。 (8) 中央公民館整備事業について(労働災害事故について)説明願う。 教育委員会次長。
説明	松本教育委員会次長	*P35 中央公民館整備事業について(労働災害事故について)説明。 中央公民館整備については、かなり大きな工事のため、事故が無いよう徹底しているところであるが、再度施工業者に事故が起こらないよう徹底するよう指導させていただいた。工事の進捗状況については、基礎杭を全て4月上旬に打ち込み、今その上に、建物の基礎の工事をしている。基礎の鉄筋部分をいれて、コンクリートの打設に今週からかかるということで、全体の進捗については、予定通りの進捗状況である。
意見	田中委員長	今週からかかるというが、今日はもう金曜日だ。
応答	松本教育委員会次長	今日からコンクリート打設はかかっている。
	田中委員長	質疑等何う。杉村委員。
質疑	杉村委員	頭部切創となっているが、ヘルメットを着用していか。
	田中委員長	教育委員会次長。
応答	松本教育委員会次長	当然、ヘルメット着用中の作業中、ヘルメットの縁で落ちた拍子にした怪我である。
	田中委員長	その他。 議長。
質疑	船木委員(議長)	通報は業者がした話か。
	田中委員長	教育委員会次長。
応答	松本教育委員会次長	そうだ。
	田中委員長	議長。

質疑	船木委員（議長）	消防にもしないといけませんが、労働基準監督署には連絡しなくてもいいのか。
	田中委員長	教育委員会次長。
応答	松本教育委員会次長	労働基準監督署にも報告をし、報告書類も4月2日に提出している。
(9)	田中委員長	きちんと処理をしていただきたい。 この件は、以上とする。 (9) 平成30年度6月補正予算について説明願う。 総務課長。
説明	坂口総務課長	*P39～P40 非常備消防一般管理費、防災対策費、職員人件費等の補正について説明。
	田中委員長	質疑・意見を伺う。 杉村委員。
質疑	杉村委員	消防団員退職報償金掛金についてであるが、団長、副団長それぞれ個人には迷惑はかからないのか。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	掛金は、協会に支払うものであり、本人には迷惑をかけないように処理する。
	田中委員長	町長。
意見	西垣町長	負担金で支払うものである。
	田中委員長	その他。この件は、以上とする。 企画財政課長。
説明	田中企画財政課長	*P41 コミュニティ助成事業費の補正について説明。
	田中委員長	質疑・意見を伺う。
	皆	なし。
	田中委員長	この件は、以上とする。 商工観光課長。
説明	飯野商工観光課長	*P42 二上山城遊歩道撤去事業の補正について説明。 本事業については、2月の常任委員会、全員協議会で説明し、撤去については了解をいただいている。金額が確定したので6月補正をお願いしたい。
	田中委員長	質疑・意見を伺う。 議長。
質疑	船木委員（議長）	遊歩道をやめるということだな。
	田中委員長	商工観光課長。
応答	飯野商工観光課長	遊歩道自体を、頂上付近の一部区間を除いて廃止し、県の整備している中国自然歩道で上がるルートがあるので引き続きそちらを利用していただく。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	町が決めた遊歩道を廃止するということだな。構造物は、自然に朽ちていくのだから撤去しないといけなものか。法律的に撤去が必要なら撤去しないといけませんが、町が、勝手に遊

		歩道と決めておいて、撤去しなければ責任から逃れられないのか。
	田中委員長	商工観光課長。
応答	飯野商工観光課長	今回撤去するのは、木製階段であり、もしこのまま残しておいて人が歩いた場合、穴が開いたりして、怪我をする可能性もある構造物である。設置したものの責任で管理しなければいけない。丸太階段については、特に危険はないので、そのまま現地のほうに残していただきたいということで地元や所有者と協議させていただいている。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	一部残したものは、それがまた朽ちるようになったら撤去するのか。それとも、必要になったらまた町が直すのか。町が作って廃止するのなら、朽ちるまでほっておけばいいのでは。自然に戻るのだから。これはまだ使えるから置いておくというのは、それが朽ちた時にどうするのか。どう考えているのか。
	田中委員長	商工観光課長。
応答	飯野商工観光課長	後に残るものは丸太階段だけである。それは、地面に埋めてあるので、土の上を歩くようなものであり、事故が起こることは考えられない。今回撤去するのは、老朽化していて、人が歩いていて朽ちた木道や橋から落ちて怪我をするようなことがあってはならないから、撤去したい。土地の所有者と協議して、木製品については現地で処分する。ロープや金属製品については、持ち帰って処分する。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	私が言いたいのは、町が作った遊歩道で、手すり等が朽ちて危なく遊歩道でないようにするなら、通らないようにしてくださいとして、通る人は自己責任ということにして、650万円、ここに使うのならもっと有効な使い途があるのではということだ。町が整備した施設全部を撤去するならわかるが、一部残しながら撤去するということですか。
	田中委員長	商工観光課長。
応答	飯野商工観光課長	構造物は、事故が起きた時は設置者の責任になるので撤去したい。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	土に木を植えてそこに道を作り事故が起きた場合、それは町の責任にならないのか。
	田中委員長	町長。
応答	西垣町長	撤去する部分は、谷にまたがるところに木を渡して橋を作ったり、急な為木製で階段を作っているもの。残しておくのは地面の地の階段。これは、個人の所有地に町がかけさせていただいているものであるの撤去して原型復旧してお返しす



		るのが基本。現地で処分するというのは、持ち出したりしたらまた経費がかかるので置かせていただくもの。基本的には、今ある二上山城の遊歩道は使わないという形にするものである。
	田中委員長	議長。
質疑	船木委員（議長）	町の責任は、遊歩道は解除しましたということで、逃れられないのか。
	田中委員長	商工観光課長。
応答	飯野商工観光課長	こういった構造物、家にあるような階段が現場にある。そのような構造物なので、いくら看板で廃止だということと言っても、設置した責任上、入って怪我をすれば、設置者の町が作ったということで、責任が及んでくる。地面に丸太を埋めたような階段については、基本的には地面を歩くのだから、怪我等に対しては責任が及ばない。
	田中委員長	議長。
意見	船木委員（議長）	意味が分からない。
	田中委員長	商工観光課長。
応答	飯野商工観光課長	当時整備する段階の土地所有者との契約において、遊歩道を廃止する際には原型復旧ということがうたわれている。
	田中委員長	議長。
意見	船木委員（議長）	そういうことならわかった。時間をロスした。所有者が現状復帰してくれと言うから撤去するということならすぐに理解できる。
	田中委員長	そのほか。この件は、以上とする。 教育委員会次長。
説明	松本教育委員会次長	*P43 社会教育事務費の補正について説明。
	田中委員長	質疑・意見はないか。 杉村委員。
質疑	杉村委員	本予算は、地域創生総合戦略の教育旅行の受け入れ件数には、関係するのか。
	田中委員長	教育委員会次長。
応答	松本教育委員会次長	教育旅行とはまた別で、スポーツ文化合宿の誘致ということで、そちらにあげている。
(10)	田中委員長	そのほか。 この件は以上とする。 (10) その他について、何かあるか。 企画財政課長。
説明・報告	田中企画財政課長	5月31日の臨時会において、財産の取得に関する議案をあげさせていただきたい。内容は、町営バス2台の購入事業で、700万円を超える場合、議会の議決が必要ということなのでよろしく願います。先週金曜日に入札を行い、東栄自動車花落札した。金額は税抜900万円で落札した。

	田中委員長	そのほか。 商工観光課長。
説明	飯野商工観光課長	瑞風受入の件であるが、2月の委員会でも報告したが、2月に(株)東浜の社長がツリーズの山根社長ということで、1年間社長になることとなった。メニュー改革等に取り組んでおられ、3月以降、経営状況は上向きであるということだ。瑞風については、5月からは地引網ということで、引き続き保育所、小学校、商工会、瑞風会と協力を得ながら歓迎をおこなっている。瑞風サミットということで、瑞風運行1周年を契機に開催することとしているので、担当参事より説明させる。
	田中委員長	商工観光課参事。
説明	澤商工観光課参事	瑞風は岩美町を含めて13自治体の観光地に立ち寄っている。観光自治体では様々な取り組みをされている一方で、課題もあると聞いている。瑞風の立ち寄り観光地として選んでいただき、乗客にも満足いただけるよう、自治体とJR西日本が集って意見や情報を交換し、良い取り組みをしていきたいと、本町が提案したところ、全ての自治体より賛同が得られたので、「瑞風サミット」と題して本町で開催を予定している。開催時期については未定であるが、7月上旬を予定している。
	田中委員長	そのほか。 町長。
説明	西垣町長	私から2件のご報告である。 まず、1件目、道路についてであるが、荒金から相山に抜ける院内馬場線の旧鉾山から30m上がった所で3月頃に地すべりが起きており、かなりの段差ができ、現在通行出来ない状態となっている。現在、県がボーリング調査をしたりして、色々調査をしている段階だが、地すべり対策ということの中の災害復旧工事で治す予定。雨、梅雨の時期等を見ないといけないということのなかで、すぐの復旧ができない状況である。原因がどこの箇所ですべているかをつかんだ上で設計をして、事業・工事となるため、早期の復旧は難しい。県は、なるべく早く対応し、事業していきたいと言っているが、最短でも2年はかかるのではと思っている。別ルートということも考えれるが、どの範囲で地すべりが起きているかわからないし、新たに道を削ることにより新たな地すべりの想定もされるため、現状のままで調査をし、復旧をかけるしかないということで、通行止めとしているのでご理解願いたい。 もう1件は、蒲生川の恩志橋下流右岸側200mほど下がった所であるが、去年の台風災害により、堤防が掘削されていた。県が災害復旧工事で発注したが、床掘りして一般的な基礎をうつ段取りをしていたところ、明るる日に崩落して河川の堤防半分くらいがずった形になっている。本来なら出水期までに工事を完了する予定であったが、ままならないという事

		<p>の中で、河床の方にはグリ石の 2 トン土のうを何段か積み重ね、その上に 1 トン土のうを 3 段積み重ねたうえで堤防をひとまず積んで、出水期に備える予定である。裏面の方は、堤防圧を確保するために堤の裏側に土のうを積んで堤の厚さを確保してくれということで工事をして上まで積んでであると思うが、この状態で今年はしのぐしかない。秋の出水期も同じ状態で仮の復旧の状態で忍ばざるを得ない。県へは、出水期等については、見回りを強化してもらおうとともに、万が一の対応もとってもらおうよう強く言っているところである。</p>
5. その他	田中委員長	<p>そのほか。(10)その他は終了する。 日程 5. その他。 澤委員。</p>
質疑	澤副委員長	<p>以前に、1 千万の経費をかけたツリーイングの事業があった。あの事業は、今どのような経過になっているかわかれば説明願いたい。</p>
	田中委員長	<p>商工観光課長。</p>
応答	飯野商工観光課長	<p>現在、全く取り組みはされていない。</p>
	田中委員長	<p>澤委員。</p>
質疑	澤副委員長	<p>その年度だけしかしていないのか。</p>
	田中委員長	<p>商工観光課長。</p>
応答	飯野商工観光課長	<p>その年度、24 年度だけの実施であった。</p>
休憩	田中委員長	<p>そのほか。 しばらく休憩する。  (16:06~16:14)</p>
再開	田中委員長	<p>再開する。 副町長は、公務の為、退席した。 杉村委員。</p>
質疑	杉村委員	<p>5 点お伺いしたい。 まず、5 月 11 日に県内自治体の首長交際費が新聞報道された。多くの町民の方から意見を直接聞かせていただき、特に 3 人から厳しい意見をいただいた。現時点で町長のご意見等あればお聞かせ願いたい。 2 点目は、職員の飲酒運転の件について、その後をお聞かせ願いたい。 3 点目は、今年度の海上アスレチックの見込みについてお聞かせ願いたい。 4 点目は、傷んだ施設の一斉修繕という新聞報道で、山陰海岸を含む全国 20 国立公園で、環境省の予算 20 億を執行すると掲載されたが本町にはどういった影響があるのか。 5 点目は、5 月 10 日の日本海新聞で鳥取駅と岩美駅を結ぶバス路線で快速便新設の新聞報道があったが、今時点でわかることをお聞かせ願いたい。</p>
	田中委員長	<p>町長。</p>

応答	西垣町長	交際費の関係である。岩美町が一番突出していたが、決してむやみやたらに使っているものではないことはご理解いただきたいが、ああやって比べられると非常につらい。交際費について、他団体等の支出状況を調べるとともに、一定基準を持ち合わせながらの執行が必要かなと、基準の作成を指示している。あまりにも額が突出し過ぎていたので、今一度点検が必要と思っている。
	田中委員長	教育長。
応答	寺西教育長	飲酒運転については、その後進展はないが、事が判明してから丸2か月になるので、総務課長に幹部派出所を通して聞いてもらったところ、立件に向けて捜査しているとのこと。いつになるかはわからない。
	田中委員長	総務課長。
応答	坂口総務課長	補足させていただくと、まだ捜査中でいつになるかはっきりしていないが、送検に向けてされているということだ。そうは言ってもいつまでも待っているわけにはいかないので、1週あたり町で懲戒委員会を予定させていただくということで、日程調整を進めている。一定方向を再度内部で協議させていただきたいと思う。
	田中委員長	商工観光課長。
応答	飯野商工観光課長	海上アスレチックについては、今年度は、7月10日(火)から8月26日(日)の期間、浦富海水浴場内の漁協の少し東側あたりで開催する予定で、既に、地元自治会、観光協会の了解を得ているということである。今年も開催する方向である。 次に、環境省が傷んだ施設を一斉修繕するということが、岩美町においては、今年度環境省の事業としては、鴨ヶ磯にいたる歩道の測量設計、昔からある歩道を整備して歩きやすくして鴨ヶ磯に行きやすくする測量設計費をようやくつけていただき、来週にも現場を一緒に歩く予定。それ以外には、鴨ヶ磯の酒宴洞門の所の歩道の修繕工事を、平成28年から引き続き実施しており、30年6月完成ということで進めている。岩美町については、この2つの事業である。他にも、羽尾岬の遊歩道の先端の龍神洞に降りる所が通行止めになっており、何度も崩落を繰り返してきている。平成26年に復旧したが1年もたず、地すべりが岬の先端で止まらない状況で、休止せざるを得ない状況である。復旧するなら景観を壊すような工事しかできないということで、そこはやむを得ないという状況である。
	田中委員長	企画財政課長。
応答	田中企画財政課長	鳥取岩美間の高速便については、私も知らなく、5月10日の新聞に掲載され驚いた。今後、町とも協議すると掲載されているが今のところ、協議はなく、日本交通に確認した。ゆめぐりエクスプレスが新温泉町に9号線を通って行っていたもの

		を、高速道路を走れる車両に変更して、岩美道路を通る便とし、それに合わせて、同じような車両を使った岩美行き便も1日3往復鳥取駅から中央病院を經由して岩美駅着を考えているようだ。中身については、町の許可や公共交通会議の承認も必要なく、国土交通省の認可さえもらえれば走らせることができる便ということで、まだ、現時点で正式な日本交通からの協議はない。
	田中委員長	杉村委員。
意見	杉村委員	環境省の事業についてであるが、鴨ヶ磯にあたるあたりの修繕、測量設計の件については、良い景観の岩美町の財産なのに泥岩性がある、通行止めをしないといけない期間があるということで、修繕等についても委員会に報告をいただいていたと思う。ここの道路については、委員も心配をしていたと思う。できれば担当課から、報告が欲しかった。
	田中委員長	商工観光課長。
説明	飯野商工観光課長	先ほどのツリーイングの件であるが、モニターツアーのアンケートでは、参加者の大半が満足したということだが、次回参加するならどれくらいの料金ならいいと思うかという問いかけには、大半が500円から1000円という回答であった。事業者の遊覧船としては、3,000円以上もらわないと採算がとれないのに、楽しいんだけど、参加する料金が低いということで事業化できなかった。
	田中委員長	その他。議会事務局長。
質疑	鈴木議会事務局長	行政調査に向けての積み立てを平成30年1月から1万円ずつ4ヶ月報酬より引き去りしている。5月については、事務局のミスで5千円の積み立てをさせていただいている。申し訳ない。合計一人45,000円積立されているが、今後の処理はどうか。精算するのか。どうさせていただいたらよいか。
	田中委員長	改選後は、委員会のメンバーがこの委員が全部ということにはわからない。後は、何回分あるのか。
	鈴木局長	後は、6月、7月に報酬の支給がある。
	船木委員（議長）	7月は日割りか。
	鈴木局長	7月は日割り。 6月の定例会が12日から14日までで、特に何もなければみなさんがその後集まる機会は特にない。 6月まで10,000円ずつ引き去りするでよいか。
	皆	よい。
閉会	田中委員長	以上で総務教育常任委員会を閉会する。 *起立、礼 = 16:30 =

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する。

総務教育常任委員会委員長

田中伸吾